

青森大学副学長の職務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森山田学園組織事務分掌規程第7条及び青森大学（以下「本学」という。）学則第47条第4項の規定に基づき、副学長の職務に関する事項を定める。

(職務)

第2条 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどり、教職員を統督する。

(責務)

第3条 副学長は、以下の責務を負う。

- (1) 学長の命を受け、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、教職員を統督する。
- (2) 学長の命を受け、本学の教職員が、学長方針、中期的な計画及び青森山田学園経営方針・情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

(選任及び任期)

第4条 副学長の選任及び任期については、青森大学副学長選任規程によることとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から改正し、施行する。